

令和6年度滑川市国民健康保険事業計画

1 目的

滑川市国民健康保険事業の安定的な運営に向け、医療費の適正化や収納率の向上、被保険者の健康の保持増進を図るため、以下に定める基本方針に基づいて事業を実施するものとする。

2 基本方針

我が国の医療制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化、国民生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、医療保険財政は厳しい状況が続いている。

このような状況の下、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成30年4月の国民健康保険制度改革より、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっている。

市としては、県や関係機関との緊密な連携を図りながら、被保険者の付託により一層応えるべく、令和6年度において次の2つの重点項目に取り組む。

- (1) 医療費適正化事業の推進
- (2) 国民健康保険税の収納率向上対策の推進

3 具体的な対応

(1) 医療費適正化事業の推進

① データヘルスの推進

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った保健事業の実施計画（「データヘルス計画」）を策定し、保健事業の取り組みを行う。

② 特定健康診査・特定保健指導事業の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられており、「特定健康診査等実施計画」を策定し、受診率の向上を目指す。生活習慣病を中心とした疾病の予防につなげるため、さらなる受診率の向上に努め、以下の取り組みの強化を図る。

ア 受診勧奨業務

未受診者に対して、過去の特定健康診査受診状況等により、対象者に合わせた受診勧奨案内を送付する。

特定健康診査（集団健診）の予約について、電話やメールに加え、Webでの受付を行う。

特定健康診査未受診者のうち、生活習慣病の治療のため市内の医療機関にかかっ

ている者に対する追加検査を市医師会へ委託し、情報提供依頼を行う。

イ 健診項目の拡充

「心電図」「眼底」「貧血」「クレアチニン（腎機能）」検査を追加実施し、生活習慣病の早期発見・治療につなげ、重症化予防のための保健指導に活用する。また、糖尿病重症化予防を目的とした健診結果確認表や糖尿病の合併症などを記載した通知を送付する。

ウ 特定保健指導

保健指導事業の一部を市内医療機関に委託し、さらなる実施率の向上を図る。

目標件数 [動機付け支援 40件・積極的支援 10件]

エ 各機関との連携

特定健康診査・保健指導事業が一貫して実施できるよう、市医師会や市民健康センター等との連携を図る。

オ 健康教室等の充実

生活習慣の改善につなげるため、保健指導の一環として実施している保健事業の充実を図る。

③ 生活習慣病重症化予防対策の実施

循環器疾患重症化予防を重点に、生活習慣病の発症及び重症化を防ぐため、レセプトデータ、特定健診データ、介護データを活用し、未治療・治療中断の被保険者に対し、医療機関への受診勧奨を行う。あわせて治療中の被保険者に対し、医療機関との連携のもとに保健指導を実施する。

④ 保健事業の積極的な展開

医療費削減のため、健康の大切さを啓発するとともに、病気の早期発見、早期治療を推進するため、「国保ミニドック事業」を実施し、検診の受診率向上、啓発に努める。

また、重複・頻回受診及び重複・多剤服薬世帯等を対象に、電話や訪問による指導を積極的に実施する。

さらに、地域ぐるみによる健康づくりの中核として活躍が期待される健康づくりボランティアの育成を拡大し、より地域に密着した健康づくりを推進する。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の希望カード等の交付、差額通知の発送などの普及促進による医療費の削減に努める。

市民の誰もが気軽に悩みを相談できる相談窓口として、「暮らしの保健室」を設置する。

⑤ レセプト点検調査の充実

適切な医療費の給付を目指し、資格点検及び縦覧点検等を行うとともに、レセプト点検で得られた情報を、保健事業に活用する。

(2) 国民健康保険税の収納率向上対策の推進

① 口座振替の推進

口座振替依頼書を税務課・医療保健課医療保険係の窓口や各金融機関の窓口に設置し、納税者への口座振替の勧奨に努める。

② 納税相談の実施

被保険者証更新時に滞納者に対し、面接による納税相談を実施する。

③ 臨戸徴収の実施

納税の遅延している納税者に対し、随時、臨戸徴収を実施する。また、「戸別訪問による特別滞納整理月間」を年3回以上（5月、8月、12月、随期）実施する。

④ 短期被保険者証・資格証明書の発行

悪質滞納者で納税相談に応じない者に対し、資格証明書を発行する。ただし、高校生以下の子どもに対しては、6ヶ月の短期証を交付する。

⑤ 悪質な滞納者に対する滞納処分の実施

市税等徴収対策室において、預貯金等の財産調査を積極的に行ない、滞納処分を実施する。

⑥ 居所不明被保険者の実態調査

居所不明被保険者については、税務課及び市民課と連携をとり、調査し適切な措置をとる。

⑦ コンビニ、スマートフォン等による収納の実施

納税者の利便性の向上のため、コンビニ及びスマートフォン等による収納を実施し、収納率の向上を図る。

4 事業実施の目標値

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の目標（特定健康診査等実施計画より）

	特定健康診査	特定保健指導
令和6年度目標	48.0%	51.9%
令和4年度受診率	46.9%	50.3%

(2) レセプト点検による財政効果の目標（老人を除く。）

区分	資格点検	内容点検	計
令和6年度1人当たりの目標効果額	540円	860円	1,400円
令和4年度効果額	530円	852円	1,382円

(3) 収納率の目標 (全体)

	現年度分収納率	滞納繰越分収納率
令和6年度目標	96.50%	20.00%
令和4年度収納率	95.90%	18.25%